

1 期限内に忘れず申告しましょう

市・県民税の申告や確定申告が必要かどうか確認しましょう。詳しくは、税務課にお問い合わせください。

当てはまるかをチェックしてください

- 年末調整を受けていない給与収入がある
- 年末調整済の給与収入のほかに 20 万円を超える所得がある
- 給与の年間収入が 2 千万円を超える
- 事業をしている、不動産収入がある
- 公的年金収入が 400 万円を超えている
- 公的年金収入のほかに 20 万円を超える所得がある

▼次に挙げる人は松山税務署での申告をお願いします。

- 青色申告を行いたい
- 山林、不動産、株式の譲渡所得がある
- 損失の繰越や繰戻をする

チェックあり

確定申告が必要です

市役所の申告相談にお越しください。内容によって松山税務署での申告が必要な場合があります。

市・県民税の申告が必要です 市役所の申告相談にお越しください。

チェックなし

令和2年1月1日に東温市に住所があった

なし

令和2年1月1日に
住んでいた市町村に
確認してください

あり

当てはまるかをチェックしてください

- 年末調整済の給与のほかに収入（公的年金を除く）があった
- 年金収入が 148 万円以上（65 歳未満の人は 98 万円以上）で追加したい控除がある

チェックあり

市・県民税の申告が必要です

市役所の申告相談にお越しください。

申告は
必要ありません*

※申告の義務がない人でも、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。年末調整を受けなかった人、「医療費控除」「寄附金控除」を受けることができる人、住宅借入金特別控除の適用を受ける人などが対象です。詳しくは、お問い合わせください。

松山税務署からのお知らせ

松山税務署 ☎ 941-9121

松山税務署で 確定申告会場を開設します

◇日時…2月17日⑨～3月16日⑨
⑨⑩は2月24日、3月1日のみ開設
◇場所…松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎
*公共交通機関を利用して来場してください。

●確定申告に関する質問…「確定申告電話相談センター」で応じます。音声案内で「0番」を選択してください。(受付時間：8時30分～17時)

確定申告書の作成には 国税庁ホームページを活用してください

国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) では所得税や消費税の申告書が作成できます。作成した申告書は、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax」を利用した電子送信が可能。詳しくは、国税庁ホームページを確認してください。

そのほか、税務署で本人確認を済ませ、「ID」と「パスワード」を取得しており、給与以外に収入がない人は、スマートフォンでも申告できます。

●ホームページを利用するメリット

- ① 24時間利用でき、自宅で空いている時間に簡単に作成できます。
- ② 自動計算機能で計算間違いがない申告書を作成可能です。

●e-Taxを利用するメリット

- ① 添付書類の提出を省略できます。(5年間の保存が必要です)
- ② 書面提出より早く還付金が受け取れます。(3週間程度)

2 申告相談の日程と対象地域

◇受付時間…7時30分～15時

*申告相談開始は9時からです。

日程	指定地区	会場
2月17日⑨	則之内乙・丙、井内、吉久	川内支所
18日⑩	北方、松瀬川、河之内、滑川	
19日⑩	南方、吉久、則之内甲	
20日⑩	北方、則之内乙・丙、井内、滑川	
21日⑩	南方、則之内甲、松瀬川、河之内	
23日⑩	休日相談日 ※地区指定なし	

3 申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② マイナンバー確認書類…通知カード/マイナンバーカード
- ③ 本人確認できる書類…運転免許証など(顔写真付きマイナンバーカードをお持ちの人は省略可)
- ④ 令和元年(平成31年)中の収入を確認できる書類…給与や年金の源泉徴収票(原本)/収支内訳書、収入金額と必要経費が分かる帳簿、領収書など(営業・農業・不動産所得がある人)
- ⑤ 所得控除の内容を証明する書類…国民健康保険税、国民年金保険料、社会保険料、生命保険料、損害保険料等の支払いを証明する書類
- ⑥ 医療費控除の明細書…医療費控除を受ける人*
- ⑦ 障がい者手帳等…障がい者控除を受ける人
- ⑧ 還付金の振込口座が分かるもの…本人名義の口座が必要です
- ⑨ 税務署からのお知らせはがき…お持ちの人のみ

※「医療費控除の明細書」を添付すれば、医療費領収書の提示・提出が不要です。明細書は国税庁ホームページで作成が可能です。
▷領収書は5年間保管が必要です。

*受付開始時間を7時から7時30分へ変更しています。

日程	指定地区	日程	指定地区	会場
2月25日⑩	山之内、樋口、横河原	5日⑩	山之内、横河原、西岡	市役所
26日⑩	志津川、野田	6日⑩	志津川、上林	
27日⑩	西岡、下林	9日⑩	見奈良、下林	
28日⑩	見奈良、上林	10日⑩	田窪、上村	
3月1日⑩	休日相談日 ※地区指定なし	11日⑩	南野田、北野田	
2日⑩	田窪、上村	12日⑩	樋口、牛淵	
3日⑩	南野田、北野田	13日⑩	地区指定なし	
4日⑩	牛淵、野田	16日⑩	地区指定なし	

*駐車場混雑緩和のため、公共交通機関の利用にご協力ください。
2/25～3/16は、中央公民館の駐車場もご利用ください。

4 スマートフォンでの確定申告の適用範囲が拡大

これまでスマートフォンで確定申告できるのは「給与以外の収入がない人」に限られていましたが、給与所得、公的年金、その他雑所得、一時所得の人もスマートフォンを使った確定申告が可能になります。さらに、所得控除の範囲も医療費控除、寄附金控除のみだったのが、全ての所得控除に拡大される見込みです。

申告しなかった場合は?
所得税の申告をしなかった場合、期限経過日数に応じて加算金や延滞金が追加されることがあります。また、給付金などの公的サービス申請時にスムーズな手続きができない、所得証明の発行ができないため、金融機関などからの融資を受けることができないこともありますので、必ず申告してください。

5 待ち時間を減らすため「事前準備」に協力してください

◇営業所得、農業所得、不動産所得を申告する人は、事前に収支内訳の計算をお願いします。
◇扶養家族がいる人は、扶養家族のマイナンバーが分かるカード等も持参してください。

◇トラブル防止のため、お一人による複数の受付記入はお控えください。
申告相談期間中は、市役所1階税務課窓口での申告相談は行っておりません。

よくあるお問い合わせ

Q1. マイナンバーは毎年記載する必要があるか?

A1. 申告書を提出する都度、マイナンバーの記載及び本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

Q2. 要介護認定は控除の対象になる?

A2. 65歳以上で介護保険の要支援・要介護認定を受けている場合は、「障がい者控除」の対象になります。認定書の交付を希望される場合は、長寿介護課へ申請してください。 ☎ 長寿介護課 ☎ 964-4408